

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業の延長）

県立学校教育課

1 概要

県立学校の一斉臨時休業の延長について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和2年4月13日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により決定したので、同条第2項の規定により報告する。

2 一斉臨時休業延長の理由

- (1) 一斉臨時休業を決定した時（4月6日）よりも本県の感染状況は増加傾向にあり、感染確認地域から感染拡大警戒地域に移行しつつあること。
- (2) 次に示す学校再開の判断基準を満たしていないこと。
 - ①本県における新規感染者数に大きな増加がないこと
 - ②本県において感染経路が明らかでない感染が増加していないこと
- (3) 市中感染が進行している状況で学校を再開することは、急激な感染拡大やクラスターの連鎖が発生することが予想されること。

3 一斉臨時休業の延長の期間等

県立学校の臨時休業の期間は4月20日から5月6日までとする。

小中学校については、設置者である市町村教育委員会へ県の対応を周知するとともに、地域や学校の実情を踏まえ、適切に判断するよう依頼した。

今後、状況の変化に応じて、随時、必要な措置を講ずる。

4 添付資料

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業の延長について（通知）
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策のための公立小中学校等における休業措置の延長について（依頼）
- (3) 教育長メッセージ（県教育委員会及び各県立学校のHPに掲載）

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における
一斉臨時休業の期間延長について(通知)

令和2年4月6日付け教県第67号「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業について」により、県立学校における臨時休業の期間を4月7日(火)から4月19日(日)とする旨通知したところです。

しかしながら、本県においても、感染者数の増加傾向が収まらず、また、感染経路が不明な感染者が更に増えており、極めて憂慮すべき状況となっております。県教育委員会としましては、幼児児童生徒の健康と安全を守ることを最優先に考え、県立学校の臨時休業の期間を延長することとしました。

ついては、下記の事について職員、生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。
なお、学校の再開等については、改めて通知いたしますので、留意願います。

記

1 臨時休業の期間

令和2年4月20日(月)～令和2年5月6日(水)

2 始業日および入学式等

- (1) 県立学校の始業日は5月7日(木)とする。
- (2) 入学式においては、集団感染のリスクを高める3つの条件(密閉、密集、密接)が重ならないよう、時間短縮や保護者の参加等について対策を講じること。なお、入学式の案内や実施方法等については、各学校のホームページに掲載すること。
- (3) 始業式についても、上記条件を考慮し、教室や校庭等を活用して実施すること。

3 学習指導に関すること

臨時休業期間中に児童生徒が授業を受けることができないことで、学習に著しい遅れが生じることのないよう、学校のホームページ等を通じて課題を出すこと。また、課題の把握等は、地域の感染状況も踏まえ、各学校で工夫(電話連絡、個別登校、家庭訪問等)して行うこと。

4 登校日の設定について

臨時休業期間が長期にわたっていることから、学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う必要がある。児童生徒等や学校の実態に応じて登校日を適切に設定することも検討すること。登校日の設定、実施方

法等については、追って通知する。

5 行事や部活動等の取り扱い

- (1)年間行事計画における遠足、対面式、新入生歓迎球技大会などの大人数が集まる行事等は、中止または延期を検討すること。
- (2)休業期間中の部活動等は、一切行わないこと。

6 休業期間中の出席等の取り扱い

休業期間は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱い、授業日数には含まない。

7 特別支援学校の幼児児童生徒の対応

障害のある幼児児童生徒が日常的に利用している放課後等デイサービスが、利用できなくなる可能性を想定し、その対応を検討すること。その際、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、幼児児童生徒の居場所の確保に努めること。

8 寮及び寄宿舎の対応

寮及び寄宿舎は原則として閉寮とする。ただし、県外出身の生徒については、本人や保護者からの相談に応じて個別に受け入れの対応を行うこと。

9 保健管理に関すること

- (1)感染症対策の徹底については、家庭との連携により、咳エチケットや手洗い等の励行、毎日の検温と健康状態の確認を行うよう指導すること。
- (2)新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという旨を児童生徒に理解させ、不要不急の外出を控え、基本的に自宅で過ごすよう指導を徹底すること。
- (3)臨時休業中に県外へ渡航歴のある生徒又は県外より入学等のために来沖する生徒は、来沖した日の翌日から原則として2週間は自宅等で待機するものとし、2週間後、健康状態に問題がなければ登校させる。

10 教育課程に関すること

児童生徒が授業を十分受けることができないことにより、学習に著しい遅れが生じることのないよう、補充のための授業を行うために長期休業期間を短縮して行うなど検討すること。
なお、実施期間等については、追って通知する。

11 公立学校の教職員の出勤等

- (1)職員は、自宅で健康観察を行い、37.5度以上の発熱または体調不良(咳、倦怠感など)がある場合は、上司に報告して出勤しないこと。また、体温計を持参して職場で業務開始前に検温し、37.5度以上ある場合は、上司に報告して帰宅すること。
- (2)教職員が濃厚接触者として健康観察又は検査対象になった場合や県外から帰沖した場合の取扱い等については、令和2年4月7日付け教人第83号の通知によること。

教 義 第 6 2 号
令和 2 年 4 月 14 日

各市町村教育委員会教育長 殿
各 教 育 事 務 所 長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘昌
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための公立小中学校等における休業措置の
延長について(依頼)

現在、県内の多くの小中学校及びすべての県立学校において、臨時休業を実施しております。しかしながら、県内における新型コロナウイルス感染症の患者が増加傾向にあることから、県立学校においては、休業期間を令和 2 年 5 月 6 日(水)まで延長することとなりました。については、市町村教育委員会においては、市町村の関係部局や関係機関と連携のうえ、地域や学校の実情を踏まえて適切に御対応をお願いします。なお、教育長メッセージを添付しておりますので、御確認のうえ、家庭や児童生徒への周知をお願いします。

記

【県立学校の臨時休業の期間】

令和 2 年 4 月 20 日(月)～令和 2 年 5 月 6 日(水)

【留意点】

休業措置の延長により今後想定される以下のような対応について、文部科学省の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン(令和 2 年 4 月 7 日改訂版)」を踏まえ、御検討ください。

- ・休業中の児童生徒の学習状況の確認及び支援
- ・教育課程の実施に向けた工夫について
(時間割編成の工夫、学校行事の精選、補充のための授業や補習の計画、適切な家庭学習の工夫、長期休業期間の短縮、土曜授業の実施等)
- ・オンライン教材やテレビ放送等を活用した家庭学習に係る情報の提供
○文部科学省の学習支援コンテンツポータルサイト「子供の学び応援サイト」
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm
○「おうちで学ぼう!」NHK for School
<https://www.nhk.or.jp/school/ouchi/>
- ・児童生徒の心のケアに留意し、必要に応じて教員による個別面談や養護教諭による健康相談の機会を設けたり、スクールカウンセラーとのカウンセリングを設定するなど、相談体制の充実

【添付文書】

- ① 教育長メッセージ
- ② 令和 2 年 4 月 14 日付け教県第 139 号「新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における一斉臨時休業期間延長について」(通知)

教育長メッセージ

新型コロナウイルスが国民の生命や健康に深刻な影響を及ぼす恐れがあることから、4月7日に政府より緊急事態宣言（対象1都1府5県、期間5月6日まで）が発令されました。

本県においても、感染者数の増加傾向が収まらず、また、感染経路が不明な感染者がさらに増えており、感染拡大警戒地域に移行している可能性があり、市中感染が進行し急激な感染拡大やクラスターの連鎖が発生することが予想される極めて憂慮すべき状況となっております。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では児童生徒の皆さんの健康と安全を守ることを最優先に考え、県立学校の一斉臨時休校期間を5月6日まで延長することを決定いたしました。

児童生徒の皆さんは、今回の臨時休校は、新型コロナウイルス感染防止を目的に行っていることを理解し、自分自身が「うつらない」、他人に「うつさない」という強い自覚を持ち、不要不急の外出を避け、自宅で過ごすことを心がけ、皆さん一人一人ができることを徹底してください。また、自宅でも、手洗いや咳エチケット等の感染防止対策を徹底するとともに、学校が再開するときに備えて、宿題や自学自習に励んでください。

保護者の皆様におかれましては、学校の一斉臨時休校の延長により、ご苦勞をおかけするとは存じますが、子ども達の健康と安全を守る為の措置であることをご理解いただき、臨時休校中はもとより、その後の生活においてもご協力くださいますようお願いいたします。

令和2年4月14日（火）

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘昌